

立 川 市

緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

震災時の建物倒壊による幹線道路の閉塞を防止するため、平成23年4月に施行された都条例では、立川市域の特に重要な道路として、杉並あきる野線（五日市街道）、立川東大和線（芋窪街道）、立川昭島線（広路・中央南北線）、立川所沢線（立川通り）、立川青梅線（新奥多摩街道）、三ツ木八王子線（残堀街道）、市道1級14号線（松中通り）等が特定緊急輸送道路に指定され、その沿道建築物の所有者に対して耐震診断の実施を義務付け、耐震診断の結果が安全性の基準に適合しない場合は、耐震改修等を実施するよう努めなければならないと規定されました。

一方、令和4年5月に見直された東京都防災会議の被害想定では、立川断層帯でマグニチュード7.4の地震が発生した場合、立川市内の建物被害は6,000棟を超えるとされ、南関東では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が70%の確率で発生すると予測されています。

このため、市では指定された特定緊急輸送道路に加え、立川駅周辺の市道1級5号線（すずらん通り・やすらぎ通り）、都道149号線（南口大通り）、市道1級21号線（北口大通り）の一般緊急輸送道路を同等に重要な道路として位置づけ、追加路線を含めた沿道建築物を対象に耐震診断や耐震改修等に係る助成制度を設けて、災害に強いまちづくりの実現に向けて耐震化を促進しています。（令和8年4月1日助成要綱の一部改正）

沿道建築物の定義

次のいずれにも該当する建築物が沿道建築物です。

- ① 敷地が特定緊急輸送道路又は市の要綱で指定した緊急輸送道路に接する建築物
- ② 昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築された建築物（旧耐震基準）
- ③ 道路幅員の概ね1／2以上の高さの建築物

問い合わせ先
立川市市民部住宅課住宅対策係
〒190-8666 立川市泉町1156-9
電話 042-523-2111（内線2562）

耐震診断助成金

■ 対象事業と補助率

	対 象 事 業	補 助 率
一般沿道	令和13年3月31日までに耐震診断に着手するもの。	【床面積3,000㎡未満の建築物】 対象費用 × 100/100
		【床面積3,000㎡以上の建築物】 対象費用 × 80/100

■ 対象費用と助成単価

	対 象 費 用	助成単価(㎡当りの上限額)
一般沿道	A 実際に耐震診断に要する費用	
	B 基準限度額 = 床面積 × ※1 基準単価	※1 基準単価
	※2 階数加算 = 床面積が3,000㎡未満の場合は、(1)～(3)の合計に、階数に150,000円を乗じた額を加算。	(1) 1,000㎡以下の部分 4,580円/㎡ (2) 1,000㎡超～2,000㎡以下の部分 2,350円/㎡
	※3 復元等加算 = 通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、2,350,000円を限度に加算可。	(3) 2,000㎡を超える部分 1,570円/㎡

■ 計算例：一般沿道、床面積4,000㎡、地上10階・地下1階、耐震診断費用700万円(復元なし)の場合

対象費用	A 実際に耐震診断に要する費用	=	7,000,000円
	B 基準限度額 = ※1 基準単価 + ※2 基準単価	=	10,340,000円
	※1 (1) 1,000㎡以下の部分	1,000㎡ × 4,850円/㎡	= 4,850,000円
	(2) 1,000㎡超～2,000㎡以下の部分	1,000㎡ × 2,350円/㎡	= 2,350,000円
	(3) 2,000㎡を超える部分	2,000㎡ × 1,570円/㎡	= 3,140,000円
	※2 階数加算(市の独自制度)	=	0円
助成金(千円未満切捨て) 対象費用(A<B) 7,000,000円 × 補助率 80/100 = 5,600,000円			

補強設計助成金

■ 対象事業と補助率

	対 象 事 業	補 助 率
特 定 沿 道	令和13年3月31日までに補強設計に着手するもの。	対象費用 × 6/6
一 般 沿 道		対象費用 × 5/6

■ 対象費用と助成単価（※対象面積は違反部分を除く従前床面積）

	対 象 費 用	助成単価（㎡当りの上限額）
共 通（特 定・一 般）	A 実際に補強設計に要する費用	※4 基準単価
	B 基準限度額＝床面積 × ※4 基準単価	(1) 1,000㎡以下の部分 5,000円/㎡
	※5 建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。	(2) 1,000㎡超～2,000㎡以下の部分 3,500円/㎡ (3) 2,000㎡を超える部分 2,000円/㎡

■ 計算例：特定沿道、床面積4,000㎡（違反部分なし）、補強設計費用1,200万円の場合

対 象 費 用	A・Bのうち低い額	A 実際に補強設計に要する費用	=	12,000,000円	
		B 基準限度額＝床面積 × ※4 基準単価	=	12,500,000円	
		(1) 1,000㎡以下の部分	1,000㎡ × 5,000円/㎡	=	5,000,000円
		(2) 1,000㎡超～2,000㎡以下の部分	1,000㎡ × 3,500円/㎡	=	3,500,000円
		(3) 2,000㎡を超える部分	2,000㎡ × 2,000円/㎡	=	4,000,000円
助成金(千円未満切捨て) 対象費用(A<B) 12,000,000円 × 補助率 6/6 = 12,000,000円					

**耐震改修等助成金
(建替え、除却含む)**

■ 対象事業と補助率

	対 象 事 業	補 助 率
特 定 沿 道	令和13年3月31日までに耐震改修等の工事に着手するもの。	【5,000㎡以下の部分】 対象費用×9/10
一 般 沿 道		【5,000㎡超の部分】(分譲マンション除く) 対象費用×55/100

■ 対象費用と助成単価(※対象面積は是正後床面積)

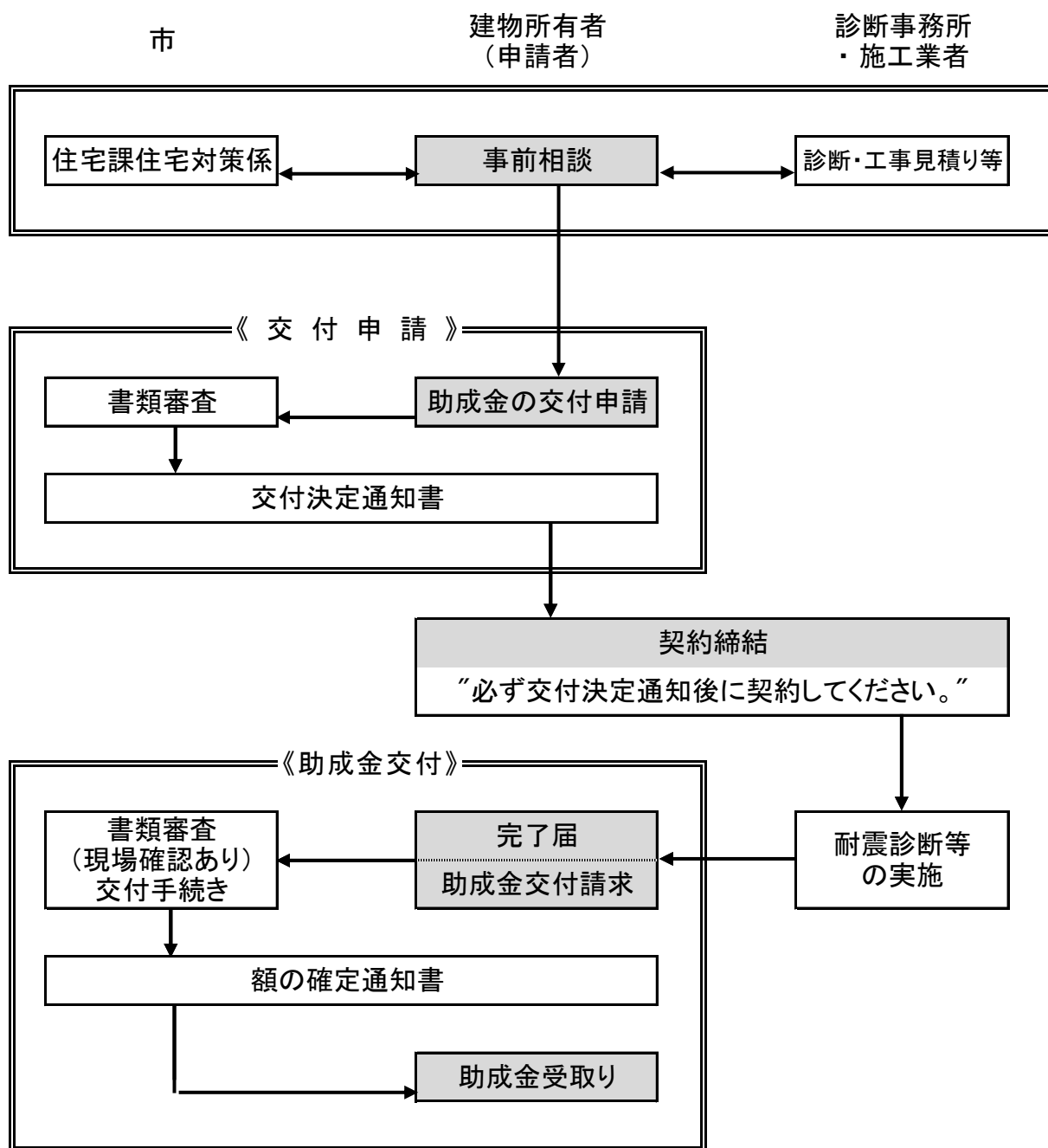
	対 象 費 用	助成単価(㎡当りの上限額)
共 通 (特 定 ・ 一 般)	A 実際に耐震改修等に要する費用	※7 基準単価
	B 基準限度額＝床面積 × ※6 基準単価	(1) 建築物(一般工法) 57,000円/㎡
	建築物の場合は、5億7,000万円以内/棟	(2) マンション(一般工法) 51,700円/㎡
	マンションの場合は、5億1,700万円以内/棟	(3) 住宅(マンション除く) 39,900円/㎡
	住宅の場合は、3億9,900万円以内/棟	(1)or(2)が免震工法の場合 93,300円/㎡
	免震工法(住宅除く)の場合は、9億3,300万円以内/棟	※8 耐震改修＝改修後面積×従前の用途単価
	※6 建築基準法等に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。	※9 建替え・除却＝従前面積×従前の用途単価

■ 計算例：特定沿道、除却、床面積(1,000㎡)、建物用途(事務所)、除却費用5,500万円の場合

対 象 費 用	A・Bのうち低い額	A 実際に除却に要する費用	=	55,000,000円
		B 基準限度額＝床面積 × ※7 基準単価	=	57,000,000円
		(1) 建築物(一般工法)	$1,000\text{㎡} \times 57,000\text{円/㎡}$	= 57,000,000円
助成金(千円未満切捨て) 対象費用(A<B) 55,000,000円 × 補助率 9/10 = 49,500,000円				

助成手続きの流れ

一般的な助成金の申請から受取りまでの流れは次の通りです。



交付の条件

- 1 立川市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱及び立川市補助金等交付規則の規定を遵守すること。
- 2 この助成金は、建物所有者の負担軽減のため、消費税を含めて補助対象としています。そのため、建物所有者が確定申告において、助成金に係る消費税仕入税額控除を行う場合は、助成金額を減額する必要があります。助成金の額の確定後に消費税仕入控除税額が明らかになったときは、その額に補助率を乗じて得た額に相当する助成金の返還が生じます。

申請書類等	
様式（申請者用）	関係書類
第1号様式 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認申請書	ア 案内図 イ 配置図 ウ 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） エ 見積書（写）（年度ごとの支払額がわかるもの） オ その他、市長が必要と認めた書類
第3号様式の2 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更承認申請書	ア 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） イ 見積書（写）（年度ごとの支払額がわかるもの） ウ その他、市長が必要と認めた書類
第4号様式 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書	（共通） ア 土地及び建物の全部事項証明書又は所有権を証する書類 イ 確認通知書（写）又は建築年月日を証する書類 ウ 共有者全員の同意がある代表者承諾書（建物の所有者が複数の場合） エ 管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことが分かる書類（分譲マンションの管理組合の場合） オ 法人全部事項証明書（法人の場合） カ 沿道建築物であることが確認できる書類 キ 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（写）又は立川市建築物の耐震改修促進法施行細則（平成13年立川市規則第34号）第9条に規定する耐震診断実施結果報告書（写）（特定沿道建築物の場合） ク 耐震診断書（概要書）及び評定書（写）（（1）耐震診断を除く） ケ 診断者の講習会受講証明書（写）（ <u>耐震化推進条例施行規則第6条第2号「耐震診断を行う知識と技能を有すると認める者」に該当する場合</u> ） コ 耐震化推進条例第10条第1項に規定する者であることを証する書面（写） サ 消費税仕入税額控除について確認できる書類 シ その他市長が必要と認めた書類
	（1）耐震診断 ア 案内図 イ 配置図 ウ 各階平面図 エ 診断計画書 オ 診断見積書（写）

様 式（申請者用）	関 係 書 類
第4号様式 緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業助成金交付申請書	(2) 補強設計の場合 ア 建物用途、規模及び現況報告書 イ 設計見積書(写) ウ 設計工程表(概要)
	(3) 耐震改修の場合 ア 土地の所有者の承諾書(土地と建物の所有者が異なる場合) イ 工事に関する設計図書 ウ 補強設計結果報告書(概要書) エ 補強計画に係る評定書 オ 建物用途、規模及び現況報告書 カ 工事見積書(写) キ 工事工程表(概要)
	(4) 建替えの場合 ア 土地の所有者の承諾書(土地と建物の所有者が異なる場合) イ 工事に関する設計図書 ウ 工事見積書(写) エ 工事工程表(概要) オ 管理組合の規約及び建替えを行う旨が記載された書面(申請者が分譲マンション管理組合の場合)
	(5) 除却の場合 ア 土地の所有者の承諾書(土地と建物の所有者が異なる場合) イ 工事見積書(写) ウ 工事工程表(概要) エ 管理組合の規約及び除却を行う旨が記載された書面(申請者が分譲マンション管理組合の場合)
第7号様式 緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業助成金着手届	ア 契約書(写) イ 工程表
第8号様式 緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業助成金事業内容変更届 (助成金の額に変更が生じない場合)	ア 申請内容の変更を示す図書 イ その他、市長が必要と認めた書類
第9号様式 緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業助成金交付変更申請書 (助成金の額に変更が生じる場合)	ア 申請内容の変更を示す図書 イ 変更契約書(写) ウ その他、市長が必要と認めた書類

様 式（申請者用）	関 係 書 類
第12号様式 緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業助成金完了届	(1) 耐震診断 ア 立川市建築物の耐震改修促進法施行細則（平成13年立川市規則第34号）第9条に規定する耐震診断実施結果報告書（写） イ 診断結果に対する確認書等 ウ 耐震診断費用明細書（写） エ 耐震診断費用を証する書類（写） オ その他市長が必要と認めた書類
	(2) 補強設計の場合 ア 補強設計結果報告書（評定書がある場合は、概要版） イ 補強計画に係る評定書 ウ 補強設計費用明細書（写） エ 補強設計費用を証する書類（写） オ その他市長が必要と認めた書類
	(3) 耐震改修の場合 ア 耐震改修等実施報告書 イ 耐震改修費用明細書（写） ウ 耐震改修費用を証する書類（写） エ 写真（着手前、中間時、完了時） オ その他市長が必要と認めた書類
	(4) 建替えの場合 ア 耐震改修等実施報告書 イ 建替え費用明細書（写） ウ 建替え費用を証する書類（写） エ 写真（着手前、中間時、完了時） オ その他市長が必要と認めた書類
	(5) 除却の場合 ア 耐震改修等実施報告書 イ 除却費用明細書（写） ウ 除却費用を証する書類（写） エ 写真（着手前、中間時、完了時） オ その他市長が必要と認めた書類

様 式（ 申 請 者 用 ）	関 係 書 類
第13号様式 緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業助成金消費税仕入税額 控除報告書	
第15号様式 緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業助成金請求書	委任状(委任払をする場合)
第15号様式の2 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金概算払請求書	出来高額算出内訳書(概算払用) 委任状(委任払をする場合)
第15号様式の3 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金概算払精算書	